

第 10 部 準備書についての住民・関係市
町長・知事の意見及びその意見
についての事業者の見解

第1章 住民意見の概要とその意見についての事業者の見解

三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第15条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書を縦覧に供した。

この環境影響評価準備書について、三重県環境影響評価条例第17条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から、住民より意見書が提出された。提出者数は1名、意見の内容に係る件数は3件であった。提出された住民意見の概要とその意見についての事業者の見解は、以下のとおりである。

1. 住民意見とその意見についての事業者の見解

1.1 準備書関係地域の範囲に関すること

(意見)

方法書に係る意見書でも指摘したが、準備書関係地域の範囲の算出は、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月4日公布）に基づき、また、知事意見にあるとおり、既存の事業を含めて適正に算出し、設定すること。なお、これにより行政区域をまたぐ場合は、他県自治体や住民からのこのような指摘、申し出の有無に関わらず、事業者自らが先んじて然るべき手続きをとること。

(意見の理由)

方法書についての住民・関係市町長・知事の意見及びその意見についての事業者の見解では、当方が指摘した『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』（平成18年9月 環境省）に基づく関係地域の範囲の算出について、事業者は、「本方法書の範囲の算出にあたっては、環境省の定める『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』（平成18年9月 環境省）等に基づいて選定しております。」との見解を示しているが、方法書においても、また本準備書においても、それに基づく算出式などの証左はおろか、その指針名称の記述も見当たらない。これは一体どういうことか。その場凌ぎに虚偽の回答を示したのであれば由々しき問題であるし、またそもそも、その証左も示されないままの方法書を承認した三重県知事や伊賀市長にも重大な責任があるが、今回の事業者への意見書とは無関係であることから、これについては場所をあらためることとする。したがって、まず、方法書に係る意見書においてその旨の指摘を受け、それを自ら認める回答をしているのだから、その証左である算出式を示されたい。

本来ならその上で今回の準備書の手続きに進むべきである。

また、方法書に係る当方の意見への事業者の見解では、「本事業は最終処分場増設計画であり、焼却施設のような大規模煙突を有する施設はございません。」とのことであるが、知事意見では、冒頭の「総括的事項」において、「1 本事業は、既存の管理型最終処分場を増設する計画であることから、環境影響評価の実施にあたっては、既存の事業を含め、環境への影響が最大となる時期等、予測が適切であると認められる時期と期間を選定すること。」とある以上、既存の事業、つまり操業当初からの全ての施設、事業区域を対象とした環境影響評価を実施されたい。

すなわち、既存の複数の大規模煙突や排水設備から排出される化学物質ごとの最大着地濃度を、管轄省庁である環境省が定める『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』にあるそれぞれの算出式に基づき、適正に算出した上で、準備書関係地域の範囲を設定されたい。

なお、「1. 準備書関係地域の範囲」（8-1頁）には、『面整備事業環境影響評価技術マニュアル [1]（面整備事業環境影響評価研究会編 平成11年11月）』というものに基づき影響範囲を設定したとのことであるが、本事業の主務省庁は環境省であるにもかかわらず、敢えて環境省の定める指針『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』（平成18年9月 環境省）（地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく大臣からの助言に該当）を、まして直接の該当施設であるのにこれに従わず、主務官庁でない旧建設省（現 国土交通省）所管（建設省令）事業を対象とした『面整備事業環境影響評価技術マニュアル [1]（面整備事業環境影響評価研究会編 平成11年11月）』に従うのは何故か？環境省指針に従うと何か都合の悪い事でもあるのか？無いのなら当然主務官庁の指針に従うべきである。この部分については非常に疑義が残るところであるから、明確な根拠を示されたい。

(見 解)

本事業は、三重県環境影響評価条例の手続きに従い、方法書及び準備書を作成しております。

準備書関係地域の範囲の設定にあたっては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(以下、マニュアルと略す)と「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(以下、指針と略す)の調査対象地域等の基本的な考え方は概ね同じです。さらにマニュアルには、指針に記載されていない項目(動植物、生態系、景観等)や工事中の影響が含まれていることから、マニュアルを採用致しました。

ご指摘の指針には、焼却施設、最終処分場及びその他の処理施設の調査手法が記載されています。最終処分場には、「管理型」、「安定型」及び「遮断型」の3つの種類に分けられ、それぞれの施設毎に影響要因と調査項目が挙げられています。

今回の事業は、管理型最終処分場の増設事業であり、指針3-1頁の調査項目には、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水が対象となります。

大気質、騒音、振動及び悪臭の調査対象地域は、事業実施区域周辺の人家等の位置を考慮し、水質については、放流水の影響が一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲を考慮して設定することと示されています。地下水については、地下水の流れの変化により地下水位に影響を及ぼす可能性のある範囲と示されています。

本環境影響評価にあたっては、これらの内容も包括し、現地調査地点及び予測評価を実施しております。

既存施設の影響については、現在埋立中の第7期管理型最終処分場を含めた事業所全体をバックグラウンドとして把握できるよう現地調査を実施致しました。

新たに増設する第8期管理型最終処分場の影響については、工事中では環境影響が最大となる時期または期間を設定し、予測・評価を実施致しました。また、工事は第1期及び第2期工事に分けて実施することから、第2期工事については、第1期供用後の影響も考慮致しました。施設の供用後は、施設が定常稼働となる時期を設定し、予測・評価を実施致しました。

1. 2 対象事業に係る許認可に関すること

(意見)

本頁に記載の項目の上から1番目の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項及び第15条第1項の許可、及び上から6番目にある「農業振興地域の整備に関する法律」第7条第1項の、農業振興地域内農用地区の指定解除は、手続き上に不備がある。

(意見の理由)

当方は地元区民であり、隣接地所有者でもあるが、これまで、事業者から詳細な図面を一度も見せられた事がないので、はっきりとは断定できないが、準備書にある図面から推察すると、『三重県産業廃棄物処理指導要綱（H10.6.5制定（H25.4.1～））第8条（隣接地所有者等の同意）の1の(1)隣接地（計画地の敷地境界からおおむね20メートル以内）の土地所有者及び現に土地権利を有する者』に該当すると思われる。しかしながら、『第8条（隣接地所有者等の同意）の1の(2)次に定める範囲内に居住する者（世帯主）及び事務所、店舗等の代表者又は責任者の総数の5分の4以上のもの』については平成29年10月16日に事業者が同意の依頼に訪れた（同意はしなかった）が、前者についての同意依頼はこれまで一切無い。つまり、当然同意もしていない。したがってこの時点で、処理施設設置の条件を満たしていない。この状況は、当方だけでなく、複数戸あるように思います。

また、「農業振興地域の整備に関する法律」第7条第1項の、農業振興地域内農用地区の指定解除に必要な、土地改良区の同意についても、当方は、組合員であるが、何らそのような議事が諮られたことが一度も無いため、おそらく役員だけの独断で同意したと思われる、その効力を有しない可能性がある。ただし法律上、土地改良区役員に自動的に委任権が付されているのならばこの限りではありません。

(見解)

本事業に関しましては「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づき、事業内容を個別に説明し、事業実施区域からおおむね20m以内の方々の同意を頂いており、指導要綱の条件を満たしております。また、事業実施区域から1,000m圏内においても80%以上の方々の同意を頂いております。

同意を頂けなかった方々に対しても継続して廃棄物処理事業にご理解を頂けるよう努力して参ります。

「農業振興地域の整備に関する法律」については、定められた内容で手続きしております。

1. 3 対象事業の目的及び必要性に関すること

(意見)

これだけを見ると一見素晴らしく見えるが、実情は全く異なっている。以前から忠告しているが、もっと清廉潔白で誠実な事業運営をされたい。その上で初めて、地元住民との信頼関係が生まれる。

(意見の理由)

2.2-1 頁の上から9行目の「地域の方々にご理解をいただき…」や、16行目の「地域の方々のご理解を頂きながら…」、そして19行目の「…最も重要である地域の方々との合意形成を持続的に進めるため、地域の方々とのふれあいを大切にし、地域行事への積極的な参加、情報公開を推進する等安心安全を提供できるよう取り組んでいる。」とあるが、実情は、

- 「中央開発の社員がぞろぞろ村の夏祭りに来て（共催者として）、村の祭りか中央開発の祭りかわからんわ…」
- 「毎晩毎晩仕事で疲れてるのに、地元同意の印鑑やら田んぼの明け渡しを求めに来られてもうしんどい…どうしよう…」
- 「ハンコ押さへんだら、村八分喰らうやろか…どうしよう…」

という同じような相談が、当方のところに複数ありました。

また、当方には事業者側役員から直接、

- 「従弟の頼みでもハンコ押せへんのか?! それやったら小作してる田んぼ返せ!」

や、区の役員からは、事業者に関連する議論の中で、

- 小場（村の小地区のこと）から出ていけ!!

などもありました。

また、今回の事業計画で考慮した事項として、以下の箇条書きがあるが、

- ① 既存管理型最終処分場隣接地での事業継続。
- ② 技術的、経済的に持続可能な事業であること。
- ③ 周辺環境への影響を可能な限り低減できるものであること。
- ④ 適切な情報公開を行うこと。

①については、そもそも今回の第8期最終処分場増設に関する地元区民への説明で、今回が最後の増設だと事業者側役員を兼ねる区民が同席した上で区民に対して述べ、しかも反対意見を表裏一体化（現在は事業者側役員と地元区役員の兼任者さえもいる）した地元区執行部が封殺した上で、区として増設を了承する旨の事後報告のみでした。

したがって、大半の地元区民は、公に意見を聞かれておらず、また、同意書の押印も、袋叩きや村八分を恐れてのものである事が誰の目にも明らかだからです。

また、②についても、地元区民を押し退け、農地を転用するやり方は、甚だ持続可能とは言えません。

その他、本準備書に関して意見はまだありますが、1, 335ページにも及ぶ準備書をくまなく見ては、仕事の時間が全く無くなってしまうので、時間の都合で今回はここまでとさせていただきます。

(見 解)

弊社としては、手続きに則り、地域の方々に事業及び環境影響評価に関する説明をさせて頂いております。

環境影響評価準備書に関する説明会は、以下の日時で開催させて頂きました。

・平成30年7月8日(日) 予野多目的ホール 桜の里「和(なごみ)」

説明会開催の旨は、縦覧開始日の6月29日(金)の新聞朝刊5紙(朝日、読売、中日、毎日、伊勢)に掲載させて頂きました。

また、説明会での様々なご意見を参考とし、本事業にご理解が得られるよう引き続きコミュニケーションを取りながら、地域の方々と信頼関係を築いて参ります。

なお、地元自治会の運営に関することは、弊社が回答する立場ではありません。

第2章 関係市町長の意見とその意見についての事業者の見解

準備書関係地域（伊賀市のうち旧上野市）を管轄する市町長の三重県環境影響評価条例第19条第1項の規定による準備書についての意見と、その意見についての事業者の見解は以下のとおりである。

1. 伊賀市長の意見とその意見についての事業者の見解

1.1 個別事項

（意見）

(1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。

（見解）

環境影響評価に係る今後の事後調査までの過程において、新たな事情が生じた場合においては、必要に応じた項目及び手法の選定を行い、追加調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行うことといたします。

（意見）

(2) 低周波に関して、周波数別低周波音圧レベルの調査結果が「心身に係る苦情の参照値Ⅰ」を上回る場所があったようですので、貴社の事業に起因するものかどうかは不明ですが、可能な限り原因調査に努めて下さい。

（見解）

現況が参照値を上回った原因を検討しましたが、事業実施区域周辺には弊社既存施設のほか、名阪工業団地、名阪国道も存在することから特定できませんでした。

本予測では、現況で参照値を超えている50Hz～80Hzの周波数については現況値からの増加はない結果でした。施設供用後においては、事後調査を行い、予測結果を上回る場合には原因調査に努めます。

(意 見)

(3) アレチウリ、オオクチバス等、現地調査で確認されているものを中心に、特定外来生物の定期的な生息状況確認に努めるとともに、希少な生物や不時埋蔵文化財が発見された場合は、随時連絡すること。

(見 解)

陸生植物については、供用後の事後調査にてアレチウリ等の特定外来生物の状況確認を行います。希少種や埋蔵文化財が発見された場合は、関係部署に随時連絡致します。

(意 見)

(4) 最終処分場は埋立容量に限りがあります。貴社については、廃棄物の様々な中間処理を行うことができますので、環境影響評価の結果等をふまえ、事業実施する際には、なるべく環境負荷を抑え、長期間使用することが出来る事業計画の策定に努めて下さい。

(見 解)

廃棄物のリサイクル、減量化に重点を置き、埋立廃棄物量を抑え、最終処分場が長期間使用出来るよう事業計画の策定に努めます。

(意 見)

(5) 第7期管理型最終処分場が現在埋立途中であり、環境影響評価事後調査も継続中ですので、その内容も考慮し、今後の調査に努めること。

(見 解)

現在埋立中の第7期管理型最終処分場を含めた影響を把握できるよう事後調査計画を策定致しました。今後計画通り、適切に調査を実施致します。

第3章 知事意見とその意見についての事業者の見解

三重県環境影響評価条例第20条第1項の規定による準備書についての三重県知事の意見と、その意見についての事業者の見解は以下のとおりである。

1. 総括的事項

(意見)

(1) 本事業は、最終処分場を増設する事業であり、事業所内にはその他の廃棄物処理施設も近接していることから、事業の実施にあたっては環境影響評価書に示される環境保全措置を実施するとともに、事業所全体として環境保全上必要な措置を講じるように努めること。

(見解)

弊社では、事業所の環境方針として、以下の「環境方針」を定め、具体的な環境保全対策については、施設の維持管理計画及びISO14001の中で示し、廃棄物処理における環境配慮として日々の操業における継続的な改善活動の取組を行っております。

1. オープン・ふれあい・感謝を合言葉に地域との共生を軸に、環境創造企業として進化します。
2. 経済・生活の基盤としての役割を果たします。
3. 環境負荷の低減・汚染の予防を図るための取組みにより自然環境を保護します。
 - 大気・水質汚染防止
 - 地球温暖化防止
 - 省資源・省エネルギー推進
 - 森林保全
 - 人材育成・環境意識の向上
4. ガバナンスを強化し、コンプライアンスを徹底します。
5. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。

事業の実施に際しては、環境影響評価準備書で明らかにした環境保全措置の実施はもとより、事業所全体として、現在行っている環境保全対策を見直し、周辺環境への影響の低減を図るため、環境保全上必要な措置を講じていきます。

(意見)

(2) 最終処分場の遮水性の確保に万全を期するため、遮水シートの施工管理及び同処分場の維持管理を徹底するとともに、浸出水の漏えい等、万が一の事態に備える体制を整えること。

(見解)

最終処分場の遮水シートは耐候試験、熱安定性試験、耐ストレスクラック性試験、耐薬品性試験、安全性試験等を経て、安全性が確認された規格を使用します。遮水シートの施工管理については遮光性保護マット等で保護された状態で破損がないように施工すると共に、各施工段階で試験・検査を確実に実施します。さらに、遮水シートが破損して浸出水が漏洩したか否かの判断は上下流に設けた2本の観測井戸でのモニタリング（電気伝導率、塩化物イオン：1回/月、地下水等検査項目、ダイオキシン類：1回/年）により判断します。

本処分場において、既設処分場と同様に維持管理を徹底し、万が一の事態となった際は、以下の緊急連絡体制に則り、行政機関他、各担当者へ速やかに連絡すると共に早急に問題箇所の処置・是正を行います。

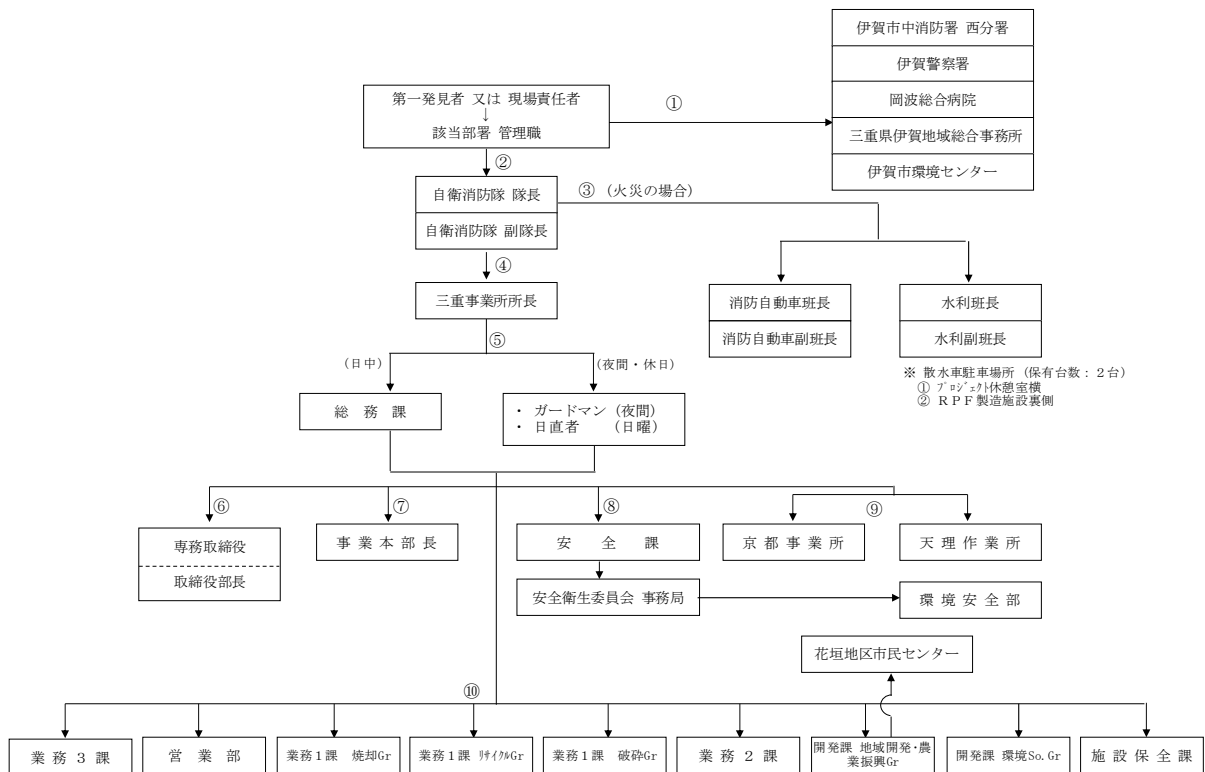


図 10-3-1 三重事業所 緊急連絡体制

(意見)

(3) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

(見解)

環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、環境負荷の低減となる最善の利用可能技術については、最新の知見を十分に検討し、低減効果を把握した上で積極的に導入を行い、より一層の環境影響の低減に努めます。

2. 個別的事項

2. 1 悪臭、水質、水生生物

(意見)

(1) 臭気及び河川水質について、事後調査の実施にあたっては、本事業からの影響を適切に把握できる調査地点及び調査時期を設定すること。

(見解)

悪臭の事後調査については、敷地境界2地点及び住居地域3地点で各季1回実施します。敷地境界については、風向きと本事業からの影響を考慮し、適切に把握できる地点を設定いたします。

河川水質・底質の事後調査については、事後調査地点を1地点追加し、周辺農地等からの影響の有無を判断できるように設定しました。調査地点は、調整池出口1地点、放流先河川である北山川2地点及び予野川（合流前・合流後）2地点の計5地点です。調査時期は、各季1回を計画しております。

この内容については、本評価書の「第9部 事後調査の実施計画 第1章 第5節 悪臭及び第6節 水質」に反映いたしました。

2. 2 水質、水生生物

(意見)

(1) 本事業により設置される施設からの排水については、既存最終処分場の放流水質を考慮して予測及び評価を行うとともに、河川水質への影響を可能な限り低減すること。

(見解)

準備書においては、本事業により設置される施設からの放流水濃度・放流量ともに最大負荷時について予測及び評価を行っております。ご指摘の通り、既存最終処分場の放流水質を考慮した既存最終処分場における放流水水質結果（平成29年）の年平均値を用いて追加予測及び評価を行い、評価書に追記いたしました。

追加予測の結果は、現状の河川水質濃度と同程度であり、名張川の環境基準A類型に適合しています。また、環境基準が定められていない項目については、現状の河川水質濃度と同程度でした。

河川水質への環境負荷低減については、TOC計等による連続測定器導入の検討や、水処理後の放流水で放流先河川である予野川で生息している魚類を飼育することを検討する等、放流水質の変化をより迅速に察知できるように努めます。放流水の河川水質への影響については、事後調査にてその影響を把握いたします。

この内容については、本評価書の「第6部 環境影響評価の結果 第1章 第6節 水質」及び「第9部 事後調査の実施計画 第1章 第6節 水質」に反映いたしました。

2. 3 地形・地質

(意見)

- | |
|--|
| (1) 大雨や地震等の災害発生時に土砂の流出が想定され、周辺への影響が懸念されることから、設計にあたっては、十分な安全性を確保すること。 |
|--|

(見解)

事業実施区域の埋立形状は、南海巨大地震や兵庫県南部地震を想定した「簡便スライス法による安定解析」を行いました。その結果、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・監理要領」及び「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」に掲載された目標安全率を満足することを確認しました。

また、「砂防指定地等管理条例」及び「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」に準拠して、雨水排水施設は土砂混入を考慮した通水断面とし、洪水調整池を設置することで開発区域からの雨水土砂流出を抑制しました。

2. 4 陸生植物

(意見)

- | |
|--|
| (1) タヌキマメ、シュンラン等の重要種の移植先について、将来にわたって生息環境が維持される場所を選定し、評価書に記載すること。 |
|--|

(見解)

重要種の移植先は、事業実施区域外北側の営農中の水田法面草地と、事業実施区域外南側の斜面林の林縁に位置する放棄耕作地の2カ所です。移植先は、将来にわたって改変が行われない土地であり、生育環境が維持される場所を選定しました。

移植先の位置、環境の創出方法等の内容については、本評価書の「第6部 環境影響評価の結果 第2章 第2節 陸生植物」に反映いたしました。

2. 5 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

(意見)

- | |
|---|
| (1) 事業の実施により生息環境が喪失する生物種に対する代償措置として、新たに生息環境を創出する場合は、その位置、内容及び管理方法を評価書に記載するとともに、多様な生態系が維持されるよう、適切に管理を行うこと。 |
|---|

(見解)

事業の実施により喪失する環境の代償として、事業実施区域外南側に畑地、湿地の代償環境を創出します。創出した環境については、事後調査により定期的にチェックを行います。特に大きな変化が予測される湿地環境については、緩やかな水の流れみちの維持や、湿性環境に適さない植物を除去する等の対応を行います。また、周辺の樹林においてもモウソウチク侵入の防除施策を行い、コナラ林の質的な向上を図って多様な生態系の維持に努めます。

新たに生息環境を創出する位置、内容及び管理方法については、本評価書の「第6部 環境影響評価の結果 第2章 第1節 陸生動物及び第2節 陸生植物」に反映いたしました。

2. 6 温室効果ガス

(意見)

- | |
|--|
| (1) 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量については、既存最終処分場排出量実績から想定される排出量による予測及び評価を行うとともに、さらなる排出抑制に努めること。 |
|--|

(見解)

準備書においては、施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量が既存最終処分場埋立実績（平成28年度）から想定される排出量（最大時）について予測及び評価を行っております。ご指摘の通り、既存最終処分場埋立実績（平成28年度）から想定される排出量（通常時）を用いて追加予測及び評価を行い、評価書に追記いたしました。

追加予測の結果は、CO₂排出量が24,712.78 t co₂であり、最大時の約8分の1でした。

また、温室効果ガスの更なる削減については、三重県「企業の森」制度に継続して参加し、伊賀市内の山林において、スギやヒノキの間伐や植林を実施し、植樹による吸収量の確保を行います。社有車は低公害車・低燃費車への切り替え、照明設備のLED化等を実施します。

この内容については、本評価書の「第6部 環境影響評価の結果 第4章 第2節 温室効果ガス等」に反映いたしました。